

品川区納税功労者顕彰要綱

制定 昭和 54 年 11 月 19 日

改正 平成 2 年 12 月 1 日 要綱第 66 号

(目的)

第 1 納税貯蓄組合・同組合員または青色申告会・同組合員等で、区の税務行政に貢献しその功績顕著なものを顕彰することを目的とする。

(対象)

第 2 顕彰を受けるべきもの（以下「被顕彰者」という。）は、次に該当するものとする。多年にわたり区の税務行政に貢献し、その功績が顕著であり、かつ、区税を完納した者または組合、組合員並びに会・会員に対する完納への努力が著しく、他の模範となる納税貯蓄組合・同組合員並びに青色申告会・同会員等。

(欠格事項)

第 3 非顕彰者が次の各号の一に該当するときは、顕彰を行わない。

- (1) 租税の滞納があるとき。
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者、刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）であるとき。
- (3) 特に不都合な行為があり、被顕彰者として適正を欠くと認められるとき。

(顕彰の方法)

第 4 顕彰は、感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(顕彰候補者の選定)

第 5 この要綱第 2（対象）に基づく被顕彰者と認められるものがあるときは、予算の範囲内で区長が決定する。

(顕彰の時期)

第 6 被顕彰者の顕彰は、品川区表彰条例（昭和 50 年 10 月品川区条例第 57 号）および品川区表彰条例施行規則（昭和 51 年 8 月品川区規則第 39 号）に基づく納税功労の表彰と同時に行うものとし、毎年おおむね 2 月とする。この要綱は、昭和 54 年 2 月 1 日から施行する。